

奈良運輸支局の取組等について

近畿運輸局 奈良運輸支局
令和7年3月17日

奈良運輸支局の取組等について

令和5年度、第13回協議会に向けた意見交換会より

- 今後の取組について（奈良運輸支局として）
 - ・今年度（令和5年度）に発足したトラックGメンの活動をしっかりと進めていく
 - ・標準的運賃や標準運送約款の改正等について、周知活動を実施

上記を踏まえて取り組んだ主な内容

実施月	実施内容
令和6年4月	①標準的運賃・標準運送約款の改正にかかるお知らせについて、各府県経済団体及び荷主団体の代表者（協議会構成団体）あてに、団体傘下会員への周知を依頼（メール）
令和6年6月	②「物流の2024年問題」の対応として、近畿運輸局HPのトップページに、関連する対策リンク集のバナーを設置
令和6年9月	③トラック協会「第1回適正化実施対策委員会」において、新たな「標準的運賃」の告示及び「標準貨物自動車運送約款」の改正について講義
令和6年9月	④西日本トラックGメンによる広域連携（西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施）
令和6年10月	⑤奈良県トラック協会と連名で、荷主企業（161協同組合、一般企業1,000社）に、新たな「標準的運賃」及び「標準貨物自動車運送約款」について協力依頼文書を発出
令和6年10月	⑥国土交通省において、R6.9末時点のトラックGメンによる荷主等への是正指導の取組結果を公表
令和6年11月	⑦トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充し、11月及び12月にGメンによる集中監視月間を実施
令和6年11月 令和7年1月	⑧針トラックステーションにおいて、運転手に対する「トラック・物流Gメン」啓発活動を実施（合計チラシ配布数：120部）
令和7年1月	⑨トラック協会「令和6年度 法令遵守セミナー」において、「物流改正法」、「新たな運賃・約款」及び「トラック・物流Gメン」の概要等について講義
令和7年1月	⑩国土交通省において、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の取組を踏まえた国土交通省の対応について公表～貨物自動車運送事業法に基づく「勧告」を2件実施～

◆この他、「事業者訪問による荷主情報収集」や「県内荷主パトロール」及び「近畿管内他府県における荷主パトロールへの参画」等によるトラック・物流Gメンの活動を随時実施

奈良運輸支局の取組等について

②近畿運輸局HP関連する対策リンク集

⑤荷主企業（161協同組合、一般企業1,000社）協力依頼文書を発出

近畿運輸局 Kinki District Transport Bureau

近畿運輸局について 情報公開 各種手続 試験・免許 表彰 入札・契約 採用情報 交通アクセス

物流の2024年問題対策リンク集

- 〈開催案内〉物流改正法に関する近畿ブロック説明会 (PDFファイル: 521KB)
- トラックGメン
- 目安箱
- 物流改正法について
- 標準的運賃について
- 標準運送約款について
- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会
- メルマガ
- 各種補助金メニュー
- 各種申請様式

関西のDMOがお薦めする

Japan Traveler Emergency Info

観光 公共交通

令和6年10月

トラック運送事業を利用される荷主の皆様へ

(公社)奈良県トラック協会
会長 塚本 哲夫
近畿運輸局奈良運輸支局
支局長 本田 泰彦

標準的運賃・標準運送約款の告示について

平素は、トラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本年4月からトラック運転者においても時間外労働の上限規制が適用となりましたが、運転者不足が顕在化するなど、物流業界では「2024年問題」により輸送力の不足が懸念されているところです。
全般的に、物流の持続的な成長を確保するため、現行の適正な運賃を収受できる環境整備を目的として、令和6年3月22日に新たな「標準的運賃」「標準貨物自動車運送約款」が告示されました。
なお、令和5年11月に公正取引委員会から公表されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、公表資料（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられるもの）に基づくものとしており、この公表資料には、都道府県別の最低賃金やその上昇率などと同様に「標準的運賃」も含まれております。
しかしながら、昨年度末に（公社）全日本トラック協会が実施した標準的運賃に係る実態調査（回答者数約2,000社）の結果においては、「標準的運賃」の8割以上収受できている事業者は50.4%にとどまっております。
トラック運送事業者が、新たに告示された「標準的運賃」「標準貨物自動車運送約款」を適用し、健全な事業運営や運転者の給与面など労働条件を改善していくためには、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であります。
荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、適正な運賃による取引がなされるよう、「標準的運賃」「標準貨物自動車運送約款」について、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

- （公社）奈良県トラック協会 適正化事業部 ℡：0743-23-1200
- 近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 ℡：0743-59-2151

「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直しのポイント

- 荷主等への適正な転嫁
 - <運賃水準の引上げ幅を提示>
 - ◆運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ
 - ◆運賃表の算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定
 - <荷待ち・荷役等の対価について標準的水準を提示>
 - ◆現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算
 - ◆荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算
 - ◆約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受する旨を明記
 - ◆「有料道路利用料」を個別に明記するとともに、「運送申込書/引受書」の雛形にも明記
- 多量下請構造の是正等
 - <「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>
 - ◆「下請け手数料」（運賃の10%を別に収受）を設定
 - ◆約款において、元請運送事業者は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを明記
 - <契約条件の明確化>
 - ◆約款において荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金を記載した電子書面（運送申込書/引受書）を交付することを明記
- 多様な運賃・料金設定等
 - <「個建運賃」の設定等>
 - ◆共同輸送等を念頭に、「個建運賃」を設定
 - ◆リードタイムが短い運送の際の「急送割増」（選にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定
 - <その他>
 - ◆現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の特殊車両割増を追加
 - ◆約款において、中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し
 - ◆約款において、運賃・料金の店頭掲示事項について、インターネットによる公表を可能とする

~~~~~詳細については下記リンク先をご参照ください~~~~~

- 標準的運賃（令和6年国土交通省告示第209号）  
（国土交通省HP） [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html)
- 標準貨物自動車運送約款（令和6年国土交通省告示第210号）  
（国土交通省HP） [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html)
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針  
（公正取引委員会HP）  
<https://www.lftrc.go.jp/dk/guideline/unvoku/romohitoka.html>

# 奈良運輸支局の取組等について

## ③トラック協会「第1回適正化実施対策委員会」

## ⑨トラック協会「令和6年度 法令遵守セミナー」

### 第1回適正化実施対策委員会

日時：令和6年9月4日(水) 午後1時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：森本担当副会長、辰巳委員長、委員9名、役員2名、事務局4名 以上17名

#### 指導事項

新たな「標準的運賃」の告示及び「標準貨物自動車運送約款」の改正について  
トラックGメンの機能強化について

近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門  
運輸企画専門官 中熊 亮弘氏



▲中熊亮弘氏

#### 議事



▲辰巳委員長

▲森本副会長

#### (1) 適正化事業調査員（Gメン調査員）について

改正貨物自動車運送事業法において、地方適正化実施機関が、荷主等の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足るような事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知する規程が新設され、適正化事業調査員を選任しなければならないとする省令が、8月1日施行された。これを受け、当実施機関から、2名選任（森、井口）する予定であることを報告した。

調査員の業務は、巡回指導時の情報収集及びトラック事業者からの電話・訪問等による情報収集。業務の本格展開は令和6年11月の予定であることを報告した。

#### (2) 巡回指導について

令和6年4月～7月までに53件の巡回指導を実施し、「特定の運転者に対する特別な指導」が46.2%と最も高い指導率であることを報告。特に運転者として選任時の事故歴の把握（運転記録証明の未取得）、高齢運転者に対する指導教育の未実施が最も多いことを報告した。また、新規許可事業所のE評価1件を除き、すべての事業所において、前回と同評価または前回以上になったことを報告した。

#### (3) 2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請について

2024年度は、新規申請7事業所、更新申請71事業所（うち6回目更新の長期優良認定事業所が28事業所）の計78事業所の申請受付を報告した。また、全ト協のGマーク認知度アップの取組みであるGマークラッピングトラックは、新商運課に協力頂くことを報告した。

#### (4) 令和6年度自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰について

多年にわたり自動車の整備業務に補助し車両保安の向上に寄与したとして、中岸芳仁氏（寿栄運送社）が、8月19日に近畿運輸局奈良運輸支局長表彰を受賞されたことを報告した。

#### (5) 各種セミナー等について

令和6年3月に告示された標準的な運賃活用セミナーを10月18日と23日に、第38回物流セミナーを令和7年1月19日に帝塚山大学客員教授 西山 厚 氏を講師に招聘し開催することなど、各種セミナーの開催計画について報告した。



### 改正物流法の概要

国土交通省

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

**背景・必要性**

○物産は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の労働力不足が2024年問題に直結。  
○荷主対策を講じなければ輸送力不足の可能性（高騰）  
○物流の効率化、物産の発展。荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。  
○荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。  
○幹線トラック運送において、死亡・重傷事故件数は過去6年で倍増。  
○以下の施策を講ずることが、物流の持続的成長を促さなければならない。

**改正の目的**

1. 荷主・物流事業者に対する規制の措置

○1. 荷主・1（発荷主・荷主）は、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために届けねばならない**努力義務**を課す。当該措置について国が**情報収集**を新定。  
※1. 貨物の種類、利用者の種類、荷主・消費者の行動変容について、国土交通省の定める基準に基づき実施。  
○上記1.の取組状況に応じて、国が**基準評価**に基づき**指導、調査、課徴、公表**を実施。  
○上記1.の取組が一定期間以上の（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を義務付け、中長期計画の実進状況が十分でない場合、**国が勧告・命令**を実施。  
○特定事業者のうち荷主には**情報収集管理**の責任を義務付け。  
※法律の名称を変更。  
※国土・運輸関係の業務に、大規模な事業の遂行に必要な資金の出資を追加。（予押）

2. トラックGメンの取組に関する規制の措置

○運送約款締結等に関して、提供すべき内容やその対価（料率業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について付け加える。  
○元請事業者に対し、元請事業者の名称等を記載した**実運送体情報管理**の作成を義務付け。  
○元請事業者の名称を公表する際、**元請事業者（元請事業者）の安全確保**の取組に関する情報も公表し、1.1. 情報収集の対象とする。

3. 幹線トラック事業者に対する規制の措置

○幹線トラック事業者に対し、1. 必要な法令等の知識を習得するための**管理責任と講習受講**、2. 国土交通省への**事故情報**を義務付けた上で公表する際に、**幹線トラック事業者（元請事業者）の安全確保**の取組に関する情報も公表し、1.1. 情報収集の対象とする。

**目的・効果** 物流の持続的成長  
【KPI】 幹線率（2019年度比） ○ 荷待ち・荷役時間の削減 年間12時間/人削減  
○ 積載率向上による輸送能力の増加 1.6/1センチ増

### 「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直しポイント

国土交通省

● 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正**、**③多様な運賃・料金設定等**の見直し方針を公表（令和5年12月15日）、運輸審議会への諮問を経て告示（令和6年3月22日）。

1. 荷主等への適正な転嫁

● 運賃水準の上げ幅を提示  
● 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ（20日）に変更し、燃料サーチャージを20%引き下げる見直し（20日）  
● 荷待ち・荷役の対価について標準的な運賃を提示する。現在の荷待ち時間に加え、公共工事設計労務標準費を参考に、荷役作業の「積込料・取卸料」を加算（20日）

● 積込料・取卸料 2,100円  
● 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算（20日）  
● 標準運賃表において、運送と運送以外の業務を別の分欄。荷主から対価を収受する旨を明記（20日）  
● 「有料道路利用料」を個別に明記すると、「運送申込金」/「引受金」の欄にも明記（20日）（20日）

2. 多重下請構造の是正

● <下請け手数料（標準運賃率）の設定等>  
● <下請け手数料（標準運賃率）の決定（20日）>  
● 元請運送事業者は、**実運送事業者の荷主・各務を荷主に**転嫁することを明記（20日）  
● <契約条件の明確化>  
○ 荷主・運送事業者は、それぞれ運賃・料金を記載した**電子運賃（運賃表・引受書）**を交付することを明記（20日）

3. 多様な運賃・料金設定等

● 共同輸送等を含む、**「運賃運賃」**の設定等  
● リードタイムが短い運送の「速達」した場合の割増しや、有料道路を利用する長距離輸送を考慮した割増し等

● 現行の倉庫・倉庫に加え、海上5車線の**特種用途割増率**を適用（20日）  
● 中止手数料の請求期間を明確化  
● 運賃・料金等の店頭掲示事項について公表を可能にする（20日）

### 「トラック・物流Gメン」への改組と体制の拡充

国土交通省

○ 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して1,000件超の是正指導を行うなど、**蓄積**に成果を挙げている。  
○ 他方で、荷待ち時間の削減などにあり、倉庫業者の取組みは荷主等である発・荷主等の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。  
○ また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に際しては、**荷主と倉庫業者との取引適正化が課題**。  
○ このような状況を踏まえ、**トラックGメンの改組及び拡充**を行い、荷主等に向けた**対策の実効性を更に高める**。

**概要**

<トラックGメンの改組>  
● 現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、「**トラック・物流Gメン**」に改組し、**倉庫業者**からも情報収集  
● 体制の拡充> 現行162名に、**国土交通省の輸送担当職員**（本省、各地方運輸局等）を加えて「**Gメン調査員**」を新たに設置する

**業務フローのイメージ**

荷主  
● 是正指導を強力に実施  
● 「**トラック・物流Gメン**」  
● トラック担当Gメン ↔ 倉庫担当Gメン  
● Gメン調査員  
● 荷主の行為を情報収集  
● 業界団体  
● 倉庫業者  
● 荷主の行為を情報収集

現場対応  
● 現場での適正化に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律等に対する附帯決議（抄）（※：国土交通省の適正化に向け、トラックGメンを物流産業界全体の健全化に向けた取組とすること）

国土交通省トラック荷主特別対策室主催オンライン説明会

国土交通省

トラック事業者・荷主の相互理解に向けて、「何回も」、「わかりやすく」、「有益な情報を提供」

【第1回～第17回の累計参加者数】 **延べ3,400名** 全国からトラック、発着荷主他関係者が参加

**Gメンが毎月1回午前午後実施** **2024年問題の背景を説明** **国会の動き等最新情報を紹介**

参加者から寄せられた問題意識（一部）

○ 荷主の理解と協力が必要で、それを理解・納得させる術が必要（発荷主）。  
○ トラック集車が徐々に難しくなっている（発・荷主）。  
○ 受注量の増加により手配が困難になる事を怖れている（元請トラック事業者）。  
○ 各所で残しが発生する可能性が高い（物流システムベンダー）。  
○ 納入トラックと契約していないので荷待ちコントロール不可、発荷主の責任では（荷主）。  
○ パース予約システム、予約枠の不足による配車担当者の早出対応（発荷主）  
○ 小規模荷主での付帯作業要求に苦慮。説得しているが理解されない（発荷主）。

# 奈良運輸支局の取組等について

## ④西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施

### 西日本の各運輸局が連携の上、大消費地の着荷主に働きかけを実施

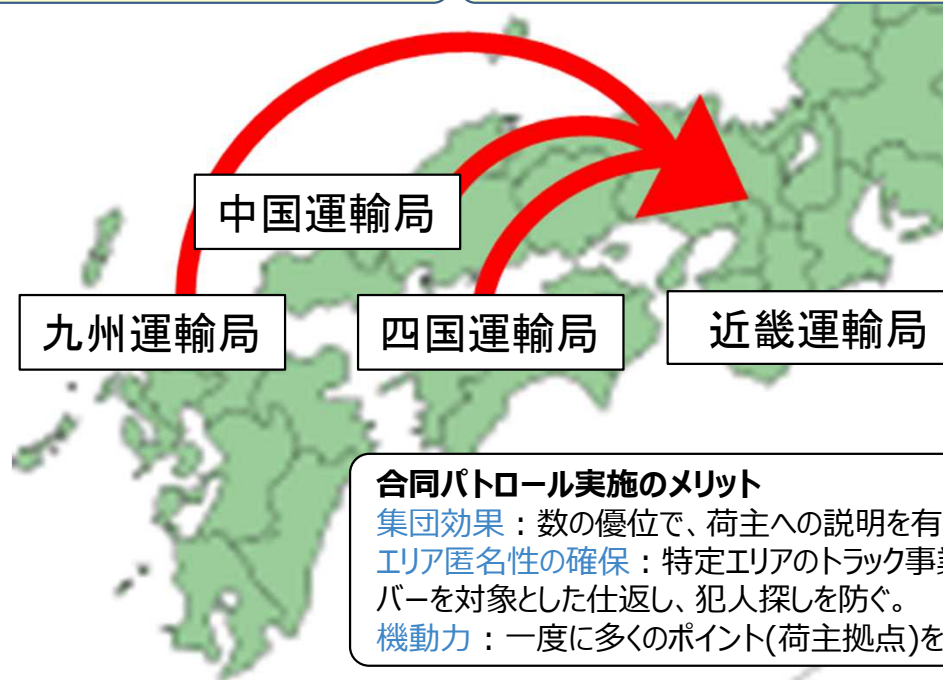
中国・四国・九州発の貨物の多くは大消費地である近畿（大阪・兵庫）の着荷主に納品され、そこで常態的な荷待ちや附帯作業などの違反原因行為が行われており、日頃「目安箱」にも多数の投稿が寄せられている。

しかしその多くが連絡先不明や連絡不可などで、働きかけ、要請などの「是正指導」に結びついていない。

そこで、現地調査の実施とともに、こうした「声」を荷主に届けるため、**近畿・中国・四国・九州**の各地方運輸局が連携し、**令和6年9月25,26日、大阪市内において、西日本4局トラックGメン合同パトロールを実施した。**

大消費地で活動する中国、四国、九州のトラックドライバーに実状をヒアリングし、**荷待ち、附帯作業等の違反原因行為の実態を調査。**

トラック事業者・ドライバーの「声」を届け、是正を促すため、各運輸局のGメンが連携して大阪等の主な**荷主に対するパトロール（アポ無し訪問）**を実施。



#### 合同パトロール実施のメリット

**集団効果：**数の優位で、荷主への説明を有利に進める

**エリア匿名性の確保：**特定エリアのトラック事業者・ドライバーを対象とした仕返し、犯人探しを防ぐ。

**機動力：**一度に多くのポイント(荷主拠点)を捕捉。



2日間で33箇所をアポ無し訪問(うち27荷主に接触・説明)。他3荷主に対し働きかけ、ヒアリングを実施。

# 奈良運輸支局の取組等について

## ⑦トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充

- 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して1,000件超の是正指導を行うなど、**着実に成果**を挙げてきている。
- 他方で、荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
- また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
- このような状況を踏まえ、**トラックGメンの改組及び拡充**を行い、**荷主等に向けた対策の実効性を更に高める**。

### 概要

#### <トラックGメンの改組>

- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、**「トラック・物流Gメン」**に改組し、**倉庫業者からも情報収集**

#### <体制の拡充> 現行162名に、

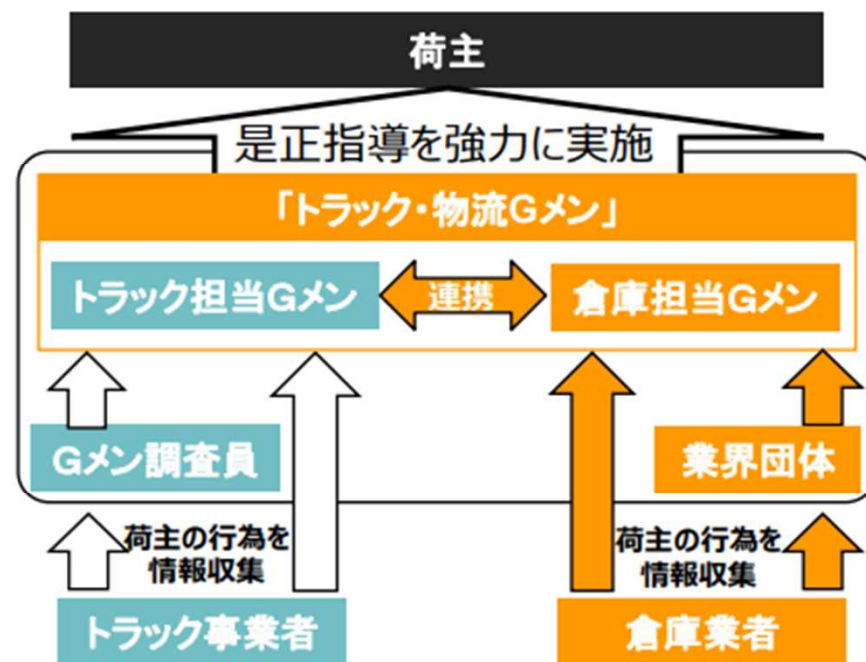
- ・国交省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名
- ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**166名

を追加し、**総勢360名規模**で対応

### スケジュール

**11月1日** 新体制始動  
**11月～12月** 集中監視月間

### 業務フローのイメージ



参考 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（衆・国交委）  
 物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすること

# 奈良運輸支局の取組等について

## ⑧針トラックステーションでの啓発活動



**近畿運輸局 奈良運輸支局**  
2,539件のポスト

ポスト      返信      メディア

いて、交通事故や騒音、環境への悪影響の要因となる過積載運行の防止及び悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行なっている「トラック・物流Gメン」の活動内容について街頭啓発を行いました。

🗨️    🔄    ❤️ 3    📊 600    📌    🔄

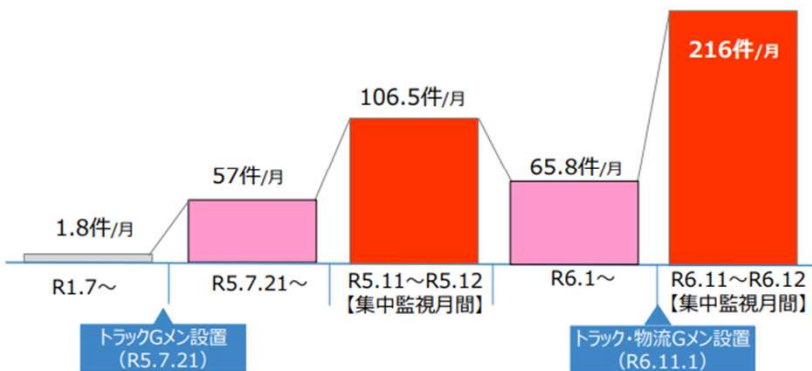
# 奈良運輸支局の取組等について

## ⑩ 国土交通省において、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の結果公表

令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」(2件)を実施したほか、「働きかけ」(423件)、「要請」(7件)による是正指導を徹底。

### トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

#### <月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



#### 働きかけ等の実施件数 (R6.11~R6.12)

- 勧告 : 2件 (荷主1, その他1)
- 要請 : 7件 (荷主4, 元請2, その他1)
- 働きかけ : 423件 (荷主304, 元請104, その他15)

⇒ 2ヶ月間で計432件の法的措置を実施

#### Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに計115件の通知あり

#### 倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

物流センター前で荷待ち状況のパトロール

ドライバーへの周知チラシ配布、ヒアリングの実施 (Gメン調査員も同行)



倉庫事業者へ悪質な荷主の情報ヒアリング (トラック担当、倉庫担当Gメンが合同で実施)

経済産業局、県と合同の荷主への啓発活動

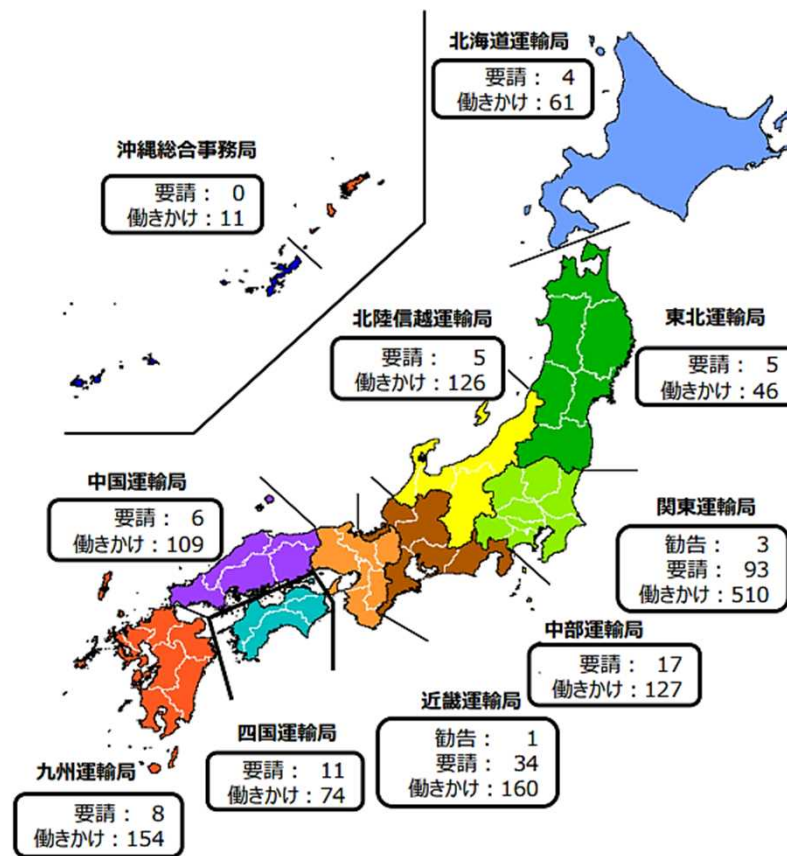
トラック法改正やGメン活動の紹介をするオンライン説明会の開催



## ◆ トラック・物流Gメンの累計実績 (令和6年12月末時点)

- 勧告 : 4件 (荷主2, 元請1, その他1)
- 要請 : 183件 (荷主94, 元請83, その他6)
- 働きかけ : 1,378件 (荷主942, 元請399, その他37)

⇒ 計1,565件の法的措置を実施





## ⑩国土交通省において、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の結果公表（近畿運輸局）

### トラック・物流 G メンによる「集中監視月間(令和6年11月・12月)」の近畿運輸局での取組結果について

#### ① 違反原因行為の疑いのある荷主等への是正指導件数について

働きかけ：37件

要請：2件

令和6年4月～10月：61件

令和6年11月・12月：39件 ⇒ **月平均2.2倍！！**

#### ② トラック事業者等への情報収集

令和6年4月～10月：281件

令和6年11月・12月：127件 ⇒ **月平均1.5倍！！**

※電話又は訪問により、トラック・物流 G メンが直接ヒアリングが実施できた件数を計上

#### ③ 荷主等へのパトロールについて

令和5年7月（※Gメン発足時）～令和6年10月：1033件

令和6年11月・12月：197件 月平均1.5倍！！

※パトロール：荷主・元請事業者等に G メン制度と違反原因行為についての説明を行い、周知を行うとともに注意喚起を促す訪問の総称



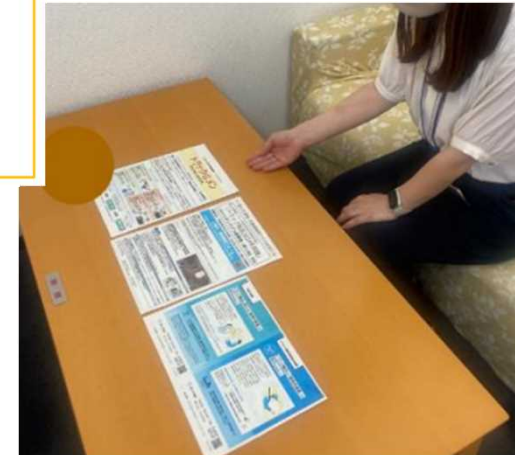
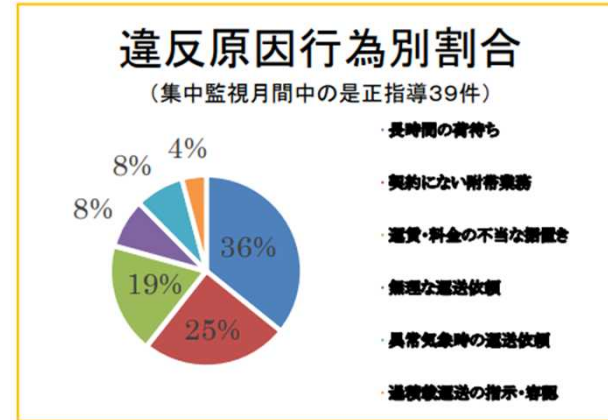
#### ④ トラックステーション等での運転手への啓発活動

11月28日 奈良県 針トラックステーション（チラシ80部配布）

12月16日 滋賀県 彦根トラックステーション（チラシ11部配布）

12月24日 大阪府 大阪トラックステーション（チラシ約30部配布）

12月24日 京都府 名神高速道路桂川 SA（チラシ16部配布）



# 奈良運輸支局の取組等について(その他)

令和5年度、第13回協議会に向けた意見交換会より

➤ 今後の取組について(自動車交通部次長より事例紹介)

- ・大阪では、「働きやすい職場認証制度」アピールのため、認証制度を取得された事業者の中でも、**より取組が進んだ事業者**もいるので、そういう事業者をハローワークで紹介(約1ヶ月間特別に掲載)してもらった。

上記を受けて下記事項に取り組んだ

## ハローワークでの求人票にかかるPRシート掲示への取組について

### ◆経緯

- ・意見交換会終了後、労働基準部長から大阪労働局に確認していただいたところ、右チラシの「事業所情報(PRシート)の掲示」であることが判明。
- ・職業安定部と協力して進めていくことで合意
- ・奈良県内の各ハローワーク(奈良・大和高田・桜井・下市・大和郡山)で1事業所を紹介

### ◆対象事業者の選定～PRシート掲示まで

- ・トラック協会及び運輸支局で候補者を選定  
⇒トラック協会会員事業者で、「働きやすい職場認証制度」、「Gマーク」等を取得している事業者
- ※候補者に対し、PRシート制度を説明し、ハローワークに推薦しても良いかを確認
- ・確認の取れた事業者をハローワークで紹介
- ・ハローワーク職員による事業所訪問等
- ・ハローワーク展示コーナー等への掲示



ハローワーク奈良で掲示

〓 事業所の皆さま! 〓

## ハローワークを利用して求人募集をしませんか?

ハローワークでは、事業所の従業員雇用確保を支援するため、下記の求人者サービスを提供しております。

- ①全国で求人を公開します。
- ②事業所のPR情報を求職者に提供します。
- ③ハローワークが作成する求人情報誌に掲載します。
- ④応募が増えるような求人条件や雇用管理に関する提案をします。
- ⑤豊富なデータに基づく情報を提供します。
- ⑥求職者の方が、パソコンやスマートフォンから求人を見ることができます。

全国で約276万人がハローワークでお仕事探しをしております!  
その方々に向けて、ハローワークでは様々な取り組みをしています。

#### 事業所情報(PRシート)の掲示

事業所風景や製品等の写真と一緒にPRシートを作成することにより、お仕事をお探しの方に事業所内容をより詳しく知っていただけます。

- PRシートを記入いただき、ホームページ掲載の写真使用許可もしくは写真データを送付いただきます。
- 記入いただいたシートを基に、職員がPRシート作成、掲示を行います。

#### ミニ面接会の実施

事業所のミニ面接会を企画実施し求人充足支援を行っております。1人でも多くの方に応募いただけるよう、求人内容のアドバイスもしています。また面接会のセッティングだけでなく、チラシを作成して告知をしたり、庁内放送にて事業所と求人内容の紹介を定期的に行っています。

#### 求人情報の掲示

求職者の多くの目に触れていただけるよう、庁内掲示板に求人票を貼り出しています。

#### 事業所の写真・動画撮影と動画発信

事業所の魅力をより詳しくお伝えできるように、1階テレビ画面にてPR動画を再生しています。

「人手が足りない」「こんな人を採用したい」等求人に関するお悩みがございましたら、ぜひハローワークにご相談ください。